令和2年度 第5回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和2年9月18日(金) 午後2時00分から午後4時30分まで

2 場 所

千葉市民会館 3階 特別会議室2

3 出席者

委員:村上委員長、葉山副委員長、

井上委員、中井委員、齋藤委員、高橋委員、八田委員、菊地委員、永村委員、 本間委員 (10名)

事務局:環境生活部 森次長、石崎環境対策監

環境政策課 井田課長、山縣副課長、坂元班長

眞田主杳、加藤副主杳、大貫副主杳

傍聴人: 4名

4 議 題

- (1)(仮称)千葉袖ケ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について(審議)
- (2) その他

5 結果概要

- (1)(仮称)千葉袖ケ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について(審議) 事務局から資料に沿って説明があり、答申案審議が行われた。
- (2) その他 特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

「資料]

- 資料1 (仮称)千葉袖ケ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価手続の状況等 について
- 資料2 (仮称) 千葉袖ケ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解
- 資料3 (仮称) 千葉袖ケ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書に 対する市長意見の提出状況
- 資料4 (仮称) 千葉袖ケ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書に 対する意見
- 参考資料 (仮称) 千葉袖ケ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価委員会の質疑・ 意見に対する事業者の見解

別紙 審議等の詳細

(仮称) 千葉袖ケ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について (審議)

○事務局説明

資料1により手続状況等、資料2により方法書についての住民等意見の概要と事業者の見解、資料3により市長意見の提出状況、資料4により方法書に対する意見について説明が行われた。

○審議

(委員)

煙突高さについて、80mとした理由が方法書の392ページにしか書かれていないが、事務局としてはどう考えているか。

(事務局)

方法書の参考資料―4に前回方法書での煙突高さの検討内容が書かれている。ここでは煙突高さについて2つの案が記載されており、煙突高さを建物ダウンウォッシュを考慮した180mのほか、周辺大気質への影響を低減する観点から、高さをプラス20m高くして200mとしている。一方、今回の煙突高さの検討内容(方法書392ページ)では、建物ダウンウォッシュを考慮して80mとし、その考え方は、「前方法書における煙突高さ200mで計画していたが、基本的な設計思想は本事業と同様」としている。しかし、基本的な設計思想は同じと言いながら、今回の煙突高さには、前回のように、周辺大気質への影響を低減する観点でのプラス分は見られない。そうしたことから、事務局としては、今回の煙突高さについては、「ベスト追求型」の観点での検討が十分とは言えず、再検討が必要と考えており、そうした観点からの説明を求める意見としている。

(委員)

かつて、日立鉱山に「おばけ煙突」と呼ばれた高さ155m程度の煙突が設置され、その高さの理由は、鉱山の精錬で出た亜鉛やチタン等を含む排ガスを卓越風により海の方向に流すためだった。今回の煙突は、排ガスの拡散方向や地形の問題もある。悪く言ってしまえば、最初から決まった計画で進めている印象で、これでは県や住民への説得力に欠けると思う。

(事務局)

事務局としては、やはりまず煙突高さを再検討させ、妥当性を求めていくことが 必要と考えている。

(委員)

煙突高さについて、前回は建物ダウンウォッシュの発生を回避するため、 $180 \, \mathrm{m}\, \mathrm{k}\, 200 \, \mathrm{m}\, \mathrm{k}$ を検討したとのことだが、今回は建物の高さは変わったのか。方法書では、発電所の中で一番高い建物が高さ $30 \, \mathrm{m}\, \mathrm{m}\, \mathrm{k}\, \mathrm{m}\, \mathrm{k}$ で、その $2.5 \, \mathrm{m}\, \mathrm{k}\, \mathrm{k}$ をがは、ダウンウォッシュの発生は回避できるから $75 \, \mathrm{m}\, \mathrm{m}\, \mathrm{k}\, \mathrm{k}\, \mathrm{k}$ では、それを踏まえて今回は $80 \, \mathrm{m}\, \mathrm{k}\, \mathrm{k}\, \mathrm{k}\, \mathrm{k}\, \mathrm{k}$ といった説明しかない。

(事務局)

前回はボイラー式の石炭火力発電であり、本体がボイラーだった。今回はガスタ

ービン方式の発電がメインであり、それに付随した排熱回収ボイラーが設置される。 今回のボイラーの方が小型となり、その建屋も小型化されるため、建物高さが低く なっている。

(委員)

今回の計画は、配慮書において石炭を前提とした全く違う設備で検討したものを、 焼き直して無理やり方法書にしている印象があり、説明不足で、住民は全く理解で きないと思う。

前回は200mや180mで検討していたのに、突然80mで問題ないとされても、全く何の説明にもなっていないと思う。

資料4は答申案のたたき台だと思うが、案のとおりに「煙突の高さについてもう一度考慮し」と書くと、80mでも環境基準は一応クリアしているので、事業者としては「クリアしています。」という回答で終わってしまうと思う。明確に「複数案を示すこと」等の踏み込んだ表現にする必要がある。もちろん、排出濃度はバックグラウンドよりも2桁、3桁低いが、もともとこの地域はあまり空気がきれいとは言えないので、少しでも濃度を小さくしてほしいというのが当然の住民の思いだと思う。200mや300mにしたら良いのか、というとコスト面の問題もあると思うが、当然2桁より3桁少ない方が良いし、そうしたことを数値で示す必要がある。そうしたことをしっかり数値で示すほか、これまでの経緯を含めた丁寧な資料作りをしていただきたい。

(事務局)

定量性のある複数案の検討について、単なる再検討ではなく方法論まで踏み込んだ形で意見を述べるべきという御意見であり、検討して次回示す。

(委員)

住民等の意見について、前回も出ていた意見なのか、今回新たに出てきた意見なのか。また出てきた意見であれば、要するに何もアップデートされていない、ということにもなりかねず、それが説明不足につながっていると思う。

(事務局)

方法書には、手続が終了した図書の内容を再掲しているので、新たなものは全くないが、時点が図書の中で前後しているので、非常に難解なものになっている。経緯が複雑なので、時系列をより多くの方に理解してもらえるよう、図書の作成についても十分配慮すべきであり、今後準備書を作成する中での配慮を求めていく。

(委員)

煙突高さについてしっかり説明すべきである。この地域は光化学スモッグの発令が多いとのことだが、前回計画の200mだと、有効煙突高を考えると逆転層を突き抜けられるとの検討をされたかと思うがどうか。

(事務局)

確認の上で、別途御回答する。

(委員)

煙突については、実際80mにしても問題はないだろう、環境基準に対しては十分低い、ということだが、やはり煙突高さをこれくらいにしたら最大着地濃度がこれくらい、といったことを図化したら、よりわかりやすくなると思う。ただ、その

場合、高さ200mの方が影響が小さくなるため、最大限努力するのであれば200mという結果になる。この点について事務局としてどう考えるか。

また、二次生成物質であるPM2.5やオキシダントについてはどう考えているか。住民意見の中でオキシダントについての意見が出ているが、資料4では、オキシダントについては意見に入っていない。

(事務局)

より良いものを求めれば200mになるが、対応は事業者にとって実行可能な範囲でできる限りのものとなる。事業者により事情が違うため、ある事業者なら200mでできるが、ある事業者ならそこまでできないということも十分あり得る。対応は、そうした事情を加味したものとなるので、改めて今回の事業者に、どこまで頑張れるかを示してもらうということに尽きると思う。

オキシダントは生成メカニズムが非常に複雑で、原因物質のNOxとVOCを、 基本的にはどちらも減らしていくことが望ましいが、今回の事業者は、排出される 物質がNOxだけであり、今回の事業でオキシダントへの影響を低減するにはNO xを削減するしかないため、NOxについての対応を求めるしかないと考えている。

(委員)

濃度はもう少し希釈できるかと思うが、景観という観点から見ると目についてしまってだめだ、という話が出てこないとも限らない。落としどころをはっきりさせるため、全体を総合的に見られる一覧表があると評価しやすい。全体での評価や個々の項目の評価をマトリックス化した表等は作れないか。

(事務局)

前計画(方法書の参考資料4~5)でも、煙突高さの影響を、NOxの最大着地 濃度と景観について検討されていて、それらにはトレードオフの関係もある。今回 も両にらみで検討するよう求めるべきと思うので、最終審議に向けて意見内容を検 討する。

(委員)

NOxが出ることによってオキシダントが増減するが、そのオキシダントの影響は見なくていいのか。資料4に、PM2.5について必要な予測及び評価を行うこと、とあるが、なぜオキシダントについて触れず、PM2.5だけに限定しているのか。環境基準達成率の面では、むしろオキシダントの方が重要である。

(事務局)

PM2.5は、予測・評価という点ではメカニズムを含めて対応が難しいので、必ずしも今すぐできるものではないが、そうした時間軸を意識し、条件付きの形で調査・予測・評価に関する意見を入れた。その意味では、オキシダントについても、現在アセスメントのレベルで完全な予測手法等はないと思うが、PM2.5でこのように求めるのであれば、オキシダントについても同じとすべきであり、環境基準を達成しておらず優先順位が高い、という御意見はそのとおりであり、意見に入れる方向で検討する。

(委員)

資料4の3(6)で、視認可能な地点とすること、といった意見があるが、先日 現地を見た印象では、計画地周辺には、建設予定施設より大きな建物が多く、また、 複数の高い煙突や鉄塔が存在している。方法書の246ページに唯一写真が載って いるが、ほとんどの建物が前計画より小型化されるため、おそらく視認できる箇所はほとんどないと思う。現地調査の際、住宅街の方からも見たが、煙突が80mであればほぼ視認できないと思う。もちろん見えないことに越したことはないが、これだけ周辺の住民の方々が心配されているとなると、逆に見えないところから煙が出てくるということが、住民の不安を煽るところがあると思う。視認可能な場所がないことが良いのではなく、逆に見える場所を示していただきたい。建屋等の施設の形状、大きさが資料を見る限りは一切不明であり、全く見えないところで何が行われているかわからない、というのが良いわけではないので、むしろ積極的にどこから見えるかを示す調査をしていただきたい。

(事務局)

事務局意見の趣旨は、方法書336ページにある景観の調査位置図で、1番から4番までを選定した前提として、計画地から10キロメートル以内とされているが、選定地点の中には、そもそも計画地が見えないところもあるのではないか、という懸念から提案したものである。

しかし、今の御意見では少し趣旨が異なり、見えないから良いということでもない、といった観点があるので、そこを含めて次回に向けて検討する。

(委員)

水温の調査地点について、設定の妥当性を検証するよう求めることは良いと思う。 一方、前回の委員会でも、水温の変化と生物相の変化をリンクさせて評価するため、 調査地点を同一にした方が良いと指摘したが、それも踏まえていただきたい。植物 も動物も、調査地点がずれており、因果関係がわからないので、適切に対応すべき である。

また、水温と水質の調査地点がずれているが、これは何か意味があるのか。

(事務局)

水質の調査地点については、方法書298ページに記載されており、行政が実施している公共用水域の水質測定点、いわゆるモニタリングポイントの調査地点である。

水温については、方法書299ページに記載されている。細かい設定思想までは わかりかねるが、石炭火力を計画した際に、発電所アセスの手引等に基づいて、こ のような配置で設定されたものと思われる。

(委員)

そうしたことも含めて、科学的に妥当性を検討させることが適当と思う。

もう一つ、生物との関係でいえば、干潟及び藻場でも様々な調査をしているが、 こうした生物相の調査をしているにも関わらず、水質及び底質の調査をしていない。 そうなると、この場所で変化が起きた時に、何が原因か検証できないので、調査地 点の追加を求めることは可能か。

(事務局)

調査地点について、生物相と水質や底質をリンクさせる形で設定すべきという意見だと思うので、追加を検討する。

(委員)

水温と水質の調査地点の位置について、水温の調査地点は、水質の調査地点とオーバーラップさせているように見えるがどうか。

(事務局)

そこは厳密に確認できていない。

(委員)

もしそうであれば、水温だけ細かく設定しているとも解釈できるが、底質も同様に設定しなければ、後で突合せができなくなる。同一地点でほぼ全ての項目を調査しておかないと、後々何もできなくなってしまう危険性があるため、確認願いたい。

(事務局)

それも確認の上、最終的には地点と各項目がリンクするように調査すべきいう旨で、次回に案を示す。

(委員)

この天然ガス発電所は、計画では2028年、つまり8年後に完成予定であり、 現状のコンバインドサイクル発電は、今のところは技術的には最新だが、本分野は、 蓄電池もそうだが技術革新が著しく、日進月歩である。工事期間を差し引けばあと 数年あるが、事業者には、この時間差の間の技術革新を踏まえ、発電方式を変える 方向はあるのか、見通しを明確にしていただきたい。必ず収支計画を含めた事業計 画はあるはずで、この先数年見込んでも収支がままならないのであれば、当然この ままの形で実施することになるが、技術革新とコストの問題に鑑み、ある程度コストの問題がクリアできるのであれば、民間事業者であれば変更はあり得る。そうし た見通しを事業者が整理し、その上で、変更し得るのであれば、それを前提に環境 影響評価をしなければならない。また、変更に伴う差分を定量化し、幅広く検討す べきことを明確化する必要性を強く感じた。

(事務局)

現在の計画では、いわゆるBATの(B)という、現時点では最先端の発電効率とする計画ではあるが、当然時間軸で考えれば、今後一層技術革新が加速するということが考えられる。今は気候変動問題が非常に大きなテーマとなっていることから、これで良しとするのではなくて、今後を見据えて検討し、その内容を明らかにしていくべきという方向で意見を検討する。

(委員)

次の段階でも、当委員会で評価することとなるが、そうした前提をはっきりさせた上で環境影響を把握し、検討する必要がある。そうした見通しについて、今の段階では事業者が明確に打ち出していないので、将来的な考えがクリアに示されれば、評価する側にも有用な情報となる。

(事務局)

仮に今回そうした意見を付した場合には、今後準備書の段階で示されることになり、多少は状況が見えてくると思う。

(委員)

資料4の3(5)の海生生物・生態系に関する意見のうち、生態系については、 環境影響評価項目に選定されていなかったのか。

(事務局)

生態系は、前計画で、当初選定されていなかったが、その後、経産省の環境審査 顧問会で意見があり、陸域の生態系については事業者が追加する方向に転じた経緯 がある。しかし、海域の生態系については今回も依然として選定されていないため、 選定すべきとする意見を提案した。

(委員)

資料4の3(2)の大気質に関する意見のうち、船舶からの窒素酸化物と浮遊粒子状物質について、燃料に重油等を使う場合には、硫黄酸化物も選定すべきではないか。

(事務局)

そのとおりであり、意見として追加する。

(委員)

今の意見は船舶のエンジンの話か。

(事務局)

御指摘のとおり、船舶のエンジンに由来する排ガスに関する意見である。

(委員)

7月11日と15日に方法書の住民説明会があったようだが、状況を把握しているか。

(事務局)

両日とも、多少の違いはあるものの、今回の資料2の住民等意見に書いてあることが意見としてあり、煙突や地形の話が出ていた。

(委員)

紛糾するようなことはなかったか。

(事務局)

質問と回答がかみ合う話ばかりではない、という状況ではあったかと思う。

(委員)

本事業に反対する方から委員に手紙が来ていたので聞いた。

(委員)

資料4の3(2)の大気質に関する意見のうち、窒素酸化物に係る予測について、 窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度を算出する方法を具体的に記載することを求め る意見を特出しする理由は何か。

(事務局)

所管省庁別にアセスの手引があり、例えば道路の場合には、NOxからNO2に変換する変換式が具体的に明示され、測定局の10年分のデータを使って統計的に計算するといった内容が記載されている。しかし、発電所の手引にはそのような記載が全くないという実態があるため、入念的に、しっかり示すよう求めるものである。

(委員)

先日の現地調査で、出光事務所の4階から現場を見たが、その時に隣地に石炭が 積み上げられており、飛散するのではと心配になった。飛散防止対策をどうするの か見ていたところ、水をかけていた。今後石炭は違う場所に移動するのか。それと も置かれるのか。

(事務局)

御指摘の場所は、方法書 7ページの図の出光興産㈱所有地と書いてあるところで、 事業者は出光バルクターミナルであり、製品としての石炭の貯蔵基地なので、当該 事業者が事業を継続する限りストックされ続けるものと思われる。

(委員)

委員への確認だが、景観に含まれる範囲について、煙突だけか、それとも煙突から出ている煙も含めるのか。煙の量や色はどうか。白煙ならともかく、黒煙は嫌だと思うが、どこまでが景観になるか。

(委員)

明確にどこまでという定義はないが、市民が目にして気になるものは全て景観に含めて考えるべきであり、目に見えて不安を感じる煙が出ていると、景観から受ける影響は非常に大きいと思うので、こうした点を考慮する必要がある。

(委員)

例えば煙の量が一緒であっても、白よりは黒い方が嫌だ、とそういうのも評価項目になったりするのか。白なら多少は許容されるといったことはないのか。

(委員)

白い煙がクリーンなのかはわかりかねるが、もし大気質の関係と煙の色とで何か 指標があるようなら、そうしたことを説明しながら、こういう色味の時はこういう ものが出ている、ということを発信すべきである。住民が見た際に今どういう状態 かがわかることが、住民にとっての安心感となり、自分で判断し、考えるための材 料になる。いい悪いというよりは、今どういう状況かがわかるようにすべきと思う。

(委員)

ばいじんは環境影響評価項目に選定する必要がないのか。環境影響評価項目に応じた予測結果が出ているが、大気質に関する先程の説明では、オキシダントは二次生成物質であり、現時点で十分な予測手法がないという理由で予測・評価の対象外とのことだった。その意味では、PM2.5も二次生成物質が量としては多いはずだが、環境影響評価項目に入っているのはSPMで、PMではない。経産省からのPM2.5の予測・評価を求める意見に対する見解で、PM2.5の予測・評価を行わない理由として、一次粒子のばいじんの排出がないためとしている。そもそもばいじんは確実に一次粒子だと思うので、ばいじんに対する数値を示す義務はないのか、ということをお聞きしたい。

(事務局)

一般的に天然ガス火力の場合には、いわゆるばい煙項目の中では、NOxしか出ないという整理になっているため、ばいじんやSPMはこうした形態の発電所からは出ないことが前提となっている。

(委員)

それでありながら、経産省からなぜ PM2.5 についての意見が出ているのか不 思議である。前計画の石炭火力に対して意見が出ており、同じ事業の継続であるた め、今回の事業者も形式上答えている、という位置づけなのか。方法書250ペー ジにあまり出ない、という書き方がされているので不思議に思った。

(事務局)

250ページの経産大臣意見は石炭火力に対する意見であって、今回はLNGに変更となっている。今回は、時間軸が相当ずれた中で、LNGのため一次粒子の排出がないという前提で見解が示されている。

(委員)

了解したが、資料4の3(2)の大気質に関する意見に、PM2.5の予測・評価を行うことが含まれているが、「排出しない」という一言しか返ってこないと思う。事務局意見の背景には、住民からPM2.5を予測・評価してほしいとの意見があり、また、ガストゥーパーティクルで出てくる分を考慮すると完全ゼロではないことがあると思うが、PM2.5に関する意見を含めた事務局の意図を確認したい。

(事務局)

今は知見等が揃っていないので、予測等を行うのは非常に難しいが、これから知見等がもう少し集まって、対応可能な状況になったときに予測等を行うよう求める意見である。また、一次粒子としてPM2. 5の排出はないが、大気中のVOCと今回の事業で排出するNOxが反応したときに、大気環境中で生成されるPM2. 5による環境影響の予測等を求めている。さらに、PM2. 5の原因物質は、VOC 、NOx、アンモニア等の様々な物質とされているが、その中の一つであるNOx を減らすことはPM2. 5の低減に寄与する蓋然性が非常に高いと思われ、低減対策の検討自体は現時点で可能なことから、環境保全措置を求めている。

(委員)

事業者の見解には、ガストゥーパーティクルはないものとして、押し通そうという意図があると思う。NOx由来のガストゥーパーティクル、NOx由来のオキシダントもあるはずであり、二次生成を問題にするのであれば、扱いとしては全く同じである。もちろんオキシダントの方が化学反応を考慮した予測等は難しいが、こうした答申を出すと、ダブルスタンダードになる。おそらく、事業者は、一次粒子のばいじんを排出しないから、と押し通すと思うので、その点をどうするのかが気になる。

(事務局)

今回意見として提案した意図は大きく2つある。今後の進展を踏まえた条件付きで調査、予測及び評価を求めることと、NOxを減らす対策によってPM2.5の発生も減らさせることである。近年、PM2.5については、環境大臣意見でも、本県内の案件も含めて事業者に対策を求めている。意見の出し方は事務局で再検討する。

(委員)

通常、煙については大気の問題で、景観に含めることはないと思うが、今回これ

だけ大気保全に対する意見が出されている中で、やはりわかりにくい。煙突だけではなくて、煙がどのような色で、どのような高さで、どのような方向に流れていくかについて、景観の予測結果を示すよう指摘はできるのではないか。その際に、色や高さに応じた要因等を示した上で、予測・評価を求めることはできると思うし、今回のケースはそこまで踏み込んだ方が良いと思う。

(事務局)

煙の色と動きと高さを包括する意見を検討する。

(委員)

政策的な観点だが、今の発電所は石炭火力から始まっているので、委員など全ての関係者に向けて、市民からはかなりの意見があり、通常の案件とは環境状態、社会状態が違う中でやらなければいけないので、矛盾を感じている部分もあると思う。

1970年に始まった環境影響評価制度において、日本の場合は社会評価が入らない前提で運用されており、制度上は我々が指摘することにはなっていないが、関係することはある。今回の方法書でも、例えば257ページに、事業者から社会的状況を分析して、位置関係を出している。事業計画地は工業専用地域であり、都市計画上は自由に工業活動していい場所ではあるが、付近の地形を見ると、近くには住宅、学校、特別養護老人ホーム、病院がある。

成田空港の案件でも、住民と対立関係になってしまうのは、社会背景上、事業者にとっても辛いと思う。空港もかつては嫌悪施設扱いや、騒音関係で対立することが非常に多かった。事業がうまくいくかどうかは環境影響評価と直接的な関係はないが、海外だと非常に関係があって、鉄道の路線を考えるときに、例えば右の方がいいか左の方がいいか、という比較は社会条件に全て配慮したものになる。日本ではその点を議論しづらいが、実態としては必ず関係性は強い。空港の場合は、例えば地元住民に利便性を供与できないか、といった配慮を成田空港会社がすごくやっているようだが、発電所でも、事業者にその点を考えてもらえたら、住民はそこまでの対立関係にはならないと思う。メガソーラーなどの太陽光発電では、その点をうまくやっている事業者がいて、非常時に停電になったときは直接電気を使ってください、とか、防災対応でやりますといったことを言って、うまくやっているケースがある。

確かにCO2の環境政策からすれば、今回の計画は厄介者扱いを受けているが、 電源構成の問題や、今後の再エネシフトのタイミングもある。できれば事業者には 住民に少し柔らかい姿勢を持ってもらいたい。ルールどおりだからいい、という態 度を示すと、計画としてはうまくいかない。環境影響評価にもそういう意味での影響が出ることもあるので、事業者に配慮を求めた方がよい。

(事務局)

十分でないかもしれないが、資料4の「4 その他」にコミュニケーションについての意見を記載した。さらに追加できるか検討する。

(委員)

環境影響評価項目は決まっており、オゾン、オキシダントは入っていないと考えてよいか。

(事務局)

方法書258ページに環境影響評価項目の選定表が記載されているが、当該項目 は主務省令とリンクしている。環境要素の区分が縦に並んでいて、大気環境では、 大気質、騒音、振動、その他といった区分になっており、大気質の中にはNOx、SOx、SPM、石炭粉じん、粉じん等、重金属等と整理されている。

(委員)

方法書258ページの一覧表で、丸の横にアスタリスクを付した項目は調査を実施済みだと思うが、少なくとも5年くらい前の調査であり、古いのではないか。

(事務局)

調査については、例えば方法書 269ページの大気質NOxのところでは、平成 29年 4 月や、平成 28年 11 月に実施されている。

(委員)

2~3年経っているが、それは許容範囲なのか。

(事務局)

許容範囲の場合もあれば、そうでない場合も想定されるため、資料4の3 (1) の最初の項目で、実施済みの調査結果を活用するに当たり、周辺環境の変化等を踏まえ、追加調査や補足調査の実施を検討するよう求めている。

(委員)

方法書258ページの注書きの「ゴシック書体」は、具体的にどこの部分を指しているか。

(事務局)

生態系の「◎」と大気質(硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、石炭粉じん、重金属等)の「-」である。

(委員)

二酸化炭素は具体的にどのような評価をするのか。

(事務局)

方法書341ページで、二酸化炭素は、施設の運転開始段階で、稼働に伴い発生する二酸化炭素の年間排出量及び発電力量当たりの排出量を燃料使用量と発電電力量等から予測するとされている。その時期については、定常運転となる時期で、評価の手法については、二酸化炭素が実行可能な範囲でできる限り回避・低減されているかを検討し、環境配慮が適正になされているかを検討すること等である。

(委員)

大気環境基準値との比較に類することをやるのかと思ったのだが、そうではない ということか。

(事務局)

環境影響評価の建て付け上、2つの観点から評価をしていくことになる。1つは、項目ごとに基準があるものについては基準との比較をするということで、それはいわゆる「基準クリア型」の対応である。もう1つは、「ベスト追求型」といって、事業者が実行可能な範囲でできる限り環境影響が回避・低減されているかを評価するものである。

(委員)

方法書258ページの表のうち、海域に生息する動物・植物について、温排水が選定されているが、ここでは温度の影響だけを評価するのか。そうだとすると、水質への影響はどこで見るのか。温排水の隣の欄に排水とあるが、そこに栄養塩や有害化学物質等の評価が含まれるという見方でよいか。

(事務局)

方法書16ページに、温排水ではない一般排水に関する事項が記載され、排水処理の流れとして、純水製造装置からの濃縮水、事務所から出てくる合併処理浄化槽の処理後水、ボイラーブロー水等が排水処理設備で処理後に出ていくとされている。排水を影響要因として環境影響評価の対象とすることが必要となり得るため、事務局で扱いを検討する。

(委員)

排水基準が環境基準の10倍なので、影響が出る可能性はあると思う。